

◆所得税の確定申告が必要な方

- ①自営業や農業をされている方、土地や建物を貸して収入を得ている方、土地や建物を売却した方
- ②給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③給与を1カ所から受けていて、給与所得と退職所得を除く所得金額の合計額が20万円を超える方
- ④給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得と退職所得を除く所得金額の合計額が20万円を超える方

●確定申告は、ご自宅からスマホ申告で

確定申告書作成会場は、大変混雑します。税務署に行かなくても、スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、ご自宅から「e-Tax」で作成・提出ができます。

詳細は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

●佐原税務署では、確定申告書作成会場を開設します

開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)【土・日曜日・祝日を除く】

相談時間 午前9時～午後5時
(受付時間：午前8時30分～午後4時)
※提出のみの方は午後5時まで

利用者証明用電子証明書(数字4桁)
署名用電子証明書
(英数字6文字以上16文字以下)



確定申告書等作成
コーナー

必要なもの ①スマートフォン ②マイナンバーカード ③マイナンバーカードの暗証番号(2種類)
④令和7年分確定申告のお知らせはがき ⑤源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

確定申告書作成会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。

※当日確定申告会場でも入場整理券を配布しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。

なお、入場整理券の配布が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。

【マイナンバーカードの暗証番号が分からない方、または電子証明書の有効期限が過ぎている方】

暗証番号の再発行または更新手続きを受ける必要があります。

【申告書の提出について】

申告書などの提出のみの場合は、佐原税務署の総合窓口へ直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

〈郵送での提出先〉〒262-8507 千葉県千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター
千葉西分室(佐原税務署)

お問合せ●確定申告に関する電話相談 国税局電話相談センター ☎0570-00-5901
●電話相談以外のお問合せ 佐原税務署 個人課税部門 ☎0478-54-1331
●マイナンバーに関して 役場住民課住民係 ☎76-5401



国税庁LINE
公式アカウント

◆成田国際空港公共事業の対象者の方へ

- 譲渡所得のうち、成田国際空港株式会社(以下NAA)に不動産などを売却した方は、役場で申告の相談を行います。事前個別相談で作成した申告用の書類と、NAAから送られた各種証明書をお持ちください。
- 上記以外の所得がある場合は、あわせて申告が必要となります。「申告に必要なもの」を参考に必要書類をご用意ください。事前相談していない譲渡所得がある場合など、役場でお受けできない内容を含む場合は佐原税務署で申告をお願いします。

◆町県民税の申告が必要な方

- ①確定申告が不要な方で、農業・営業・不動産などの収入がある方
- ②収入が全くないが、家族の税金上の扶養になっていない方(扶養になっているか源泉徴収票などでご確認ください)
- ③令和7年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない方(勤務先で提出の有無をご確認ください)

◆申告をしないと…

国民健康保険税の軽減対象にならない、こども園の保育料などが正しく決められない、所得証明書が発行できないなど、所得に関わる行政サービスが受けられない場合があります。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402

確定申告が始まります ～期限内に正しく申告しましょう～

申告書受付および相談期間

2月16日(月)から3月16日(月)

【土・日曜日・祝日を除く】

確定申告書の提出のみの方

自宅などで作成した確定申告書は上記の期間中、役場1階税務課で受け付けます。

申告者のマイナンバー確認を行いますので、マイナンバーカードをお持ちください。

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーが記載されたもの(通知カードなど)と、運転免許証など顔写真付きの「本人確認書類」をお持ちください。

確定申告相談

相談時間 ●午前の部：午前9時から正午まで 午後の部：午後1時から5時まで

相談会場 ●役場2階 第4会議室(提出のみの場合は1階 税務課窓口で受け付けます)

※順番になりましたら、予約時にお聞きした電話番号にご連絡します。お車など、すぐにお越しになれる場所でお待ちください。

休日相談日

仕事などで、平日相談に来ることができない方のために、休日相談を行います。

相談日●2月22日(日)・3月8日(日)※予約方法・相談時間・会場は、平日と同じです。



申告相談の受付方法は「事前受付(予約制)」です!

予約方法は、スマートフォンからの「LINE予約」と「電話予約」があります。

LINE予約(多古町公式LINEより)

多古町公式LINEの「多古町役場LINE支所」の予約タブから確定申告を選択して、予約をお願いします。LINE予約は曜日や時間にかかわらず、いつでも予約が可能です。

電話予約(予約専用回線) ☎0479-85-8355

受付時間●平日 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時は除く)

申告に必要な資料などをお手元にご準備の上、お電話をお願いします。

※この回線は予約専用です。申告相談などはお受けできません。

2月10日(火)
より
予約開始!



多古町役場
LINE支所はこちら

〈申告に必要なもの〉

●マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は「マイナンバーが記載されたもの(通知カードなど)」と運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの「本人確認書類」をお持ちください。

※控除対象配偶者や扶養親族・事業専従者はマイナンバーの記載が必要です。

●還付または納税用の預貯金口座番号(本人名義のもの)

●給与や年金の源泉徴収票(原本)

※勤務先から源泉徴収票がもらえない場合は、佐原税務署へご相談ください。

●事業所得者は、諸帳簿、領収書など収入と経費が分かるもの

●生命保険料や地震保険料の控除証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費控除の明細書など控除を受けるための書類

●前回提出した申告書の控え(昨年申告をした方)

※所得の種類や申告の内容によって必要となる書類が異なります。

〈注意点〉

●土地建物や株式などの譲渡所得、山林所得、肉用牛の所得がある方は、町での申告相談は受け付けできませんので、佐原税務署で申告をお願いします。申告書の提出のみ税務課で受け付けます。

※成田国際空港公共事業対象の譲渡所得を除く。

●消費税申告書の作成およびインボイス制度に関する内容は、佐原税務署にご相談ください。

●相談内容が複雑な方は、佐原税務署へご案内する場合があります。

●営業・農業・不動産収入がある方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」を必ず事前に作成または資料を取りまとめの上、お越しください。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402
●佐原税務署 ☎0478-54-1331